

令和3年6月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和3年6月28日(月) 開会 午前10時
閉会 午後 0時20分

場 所 第9委員会室

出席委員 木下博信委員長

萩原一寿副委員長

阿左美健司委員、宮崎吾一委員、中野英幸委員、新井一徳委員、

高橋政雄委員、齊藤正明委員、柿沼貴志委員、木村勇夫委員、

西山淳次委員、守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、

金子勉県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、

武澤安彦県土整備政策課長、小島茂県土整備政策課政策幹、

高橋厚夫建設管理課長、藤間達之用地課長、落合誠道路街路課長、

相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長、

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、

鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、

細田隆田園都市づくり課長、辻幸二公園スタジアム課長、

若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長、会田守克営繕課副課長、

大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、海老原正明下水道局長、

若公崇敏参事兼下水道事業課長、松塚研一下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第96号	埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第97号	埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	原案可決
第100号	訴えの提起について	原案可決
第101号	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	原案可決

2 請願
なし

報告事項（都市整備部及び下水道局）

- 1 指定管理者等に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について
- 2 令和3年度における指定管理者の選定について
- 3 包括的民間委託に係る令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画の概要について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

阿左美委員

- 1 第96号議案について伺う。資料1-2の別表に「かご」という表記が新旧対照表にあるが、現行では「かご」の表記が平仮名であるが、改正案では漢字になっている。どのような理由で表記を変えたのか。
- 2 新旧対照表の別表3で歩道は平坦で滑りにくくするとなっている。バリアフリー化は重要だと思うが、今後の県道の整備でこれが予算化され標準となっていくのか。
- 3 自動運転を補助する施設で磁気マーカ一等を設置するという説明があったが、自動運転に関するものは技術革新のスピードがかなり速いという認識がある。設置してからの技術革新に対応する体制はどうなっているのか。
- 4 改正の背景の3にある民間と連携した新たな交通結節づくりについて、歩行者利便増進道路や特定車両停留施設は民間との連携が重要と考えている。そうした場合、事故等が発生した際の責任の所在は誰になるのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 「籠」という漢字が新たに常用漢字に加わり、今回の法改正で修正されたことに伴い、条例も修正した。
- 2 歩道は平坦で滑りにくくすることについては、従来から「福祉のまちづくり条例」で規定されており、今回の道路法改正によって新たに規定されたということではない。したがって、元々の条例ということで標準化されると考える。
- 3 設置後の対応については、自動運行の補助施設は道路管理者である県が設置するのではなく、自動運行の実施主体が道路占用許可を受けて設置することを想定している。今後、技術革新が進んでいくが、順次新しいものに入替え等を行っていくと想定している。
- 4 民間との連携での責任の所在については、歩行者利便増進道路は占用に起因して第三者に損害を与えて第三者と紛争等が生じた場合は、占用者の責任においてその損害等を賠償すると認識している。またバスタについても事業者起因して第三者への損害等が発生した場合も、同様に事業者の責任において解決すべきものと考えている。

宮崎委員

- 1 第101号議案について伺う。今回の激変緩和の見直しで年間どのぐらいの増収が見込まれるのか。
- 2 大口・多頻度の割引の数値設定の根拠は何か。
- 3 夜間割引の時間帯はもう少し幅が広くてもよいと思うが、午前0時から4時としている理由は何か。

県土整備政策課政策幹

- 1 激変緩和による増収については、今回の料金改正によって料金が上がる利用者と下がる利用者がおおむね同じ割合になると、首都高速道路株式会社から聞いている。上限料金の見直しや大口・多頻度割引の拡充、深夜割引の新規導入により収支バランスが図ら

れるよう料金改正を行っている」と聞いている。

- 2 大口・多頻度割引の設定根拠については、今回の料金改正による収支バランスを考慮しながら、債務返済計画に影響を与えない範囲で設定していると首都高速道路株式会社から聞いている。
- 3 深夜割引の時間帯の設定については、首都高速道路の割引料金についても、ネクスコと同様に午前0時から4時の割引時間帯を導入したと聞いている。今回の料金改正による収支バランスを考慮しながら、債務返済計画に影響を与えないようにこの時間帯を設定したと聞いている。

宮崎委員

同じ割合というのは、増収も減収もなく、今までどおりの収益という意味の同じ割合ということか。

県土整備政策課政策幹

首都高速道路株式会社から聞いている範囲では、増収又は減収になるということは聞いておらず、そのバランスを図りながら今回の改正を行っている」と聞いている。

柿沼委員

第101号議案について、料金が上がる利用者と下がる利用者が50%ずつという説明があったが、これは上限が上がったわけなので、下がる利用者というのは具体的にどのように下がるのか。

県土整備政策課政策幹

料金が上がる利用者と下がる利用者が大体4分の1ぐらいであり、半分の方は変わらないと首都高速道路株式会社から聞いている。今回の料金改正で新たに深夜割引を導入したことや大口・多頻度割引を従来よりも充実させたことにより下がる利用者がいる。

守屋委員

- 1 第96号議案について、道路占用者を県が公募するということであるが、県内ではどのくらいの箇所を想定しているのか。また、公募の条件について伺う。
- 2 第101号議案について、答弁の中で増収又は減収になるとは聞いていないとのことだが、大口・多頻度割引の拡充や深夜割引の導入で、ひっ迫する企業は助かると思う。一方で普通車の上限が値上げになっており、激減の緩和で抑制していたことを考えると、今の経済状況では普通車も抑制することが必要だと感じるが、今回なぜ、上限金額の見直しを行うのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 今時点でどれくらいの道路が「ほこみち」として指定が想定されているのかについては、条例改正に先立って、今年の4月に県内63市町村に対して歩行者利便増進道路の指定の要望をするかアンケートを行っている。そのアンケートでは、県内市町村から指定の要望はまだ上がってきていない。また、公募の条件であるが、公募条件を積み上げていく作業をしているところである。
- 2 平成28年4月の対距離料金制度導入後、茨城県内の圏央道や千葉県内の外環道などいろいろな道路が開通し、ネットワークが飛躍的に向上している。その一方で起終点が

同じ区間でも料金が異なるという料金格差が生じている。また、都心では依然として慢性的な渋滞が発生している。このような状況の中で国土交通省が今年の3月に「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」を出して、その中で利用距離に応じた公平でシンプルな料金体系を更に前進させるという指針が示された。そのようなことから今回改正するものである。

守屋委員

- 1 第96号議案について、地域住民や商店街の組合などがまちづくりの活性化を進めていくために使えるのはよいが、今回は公募なので外部からも申請できる。今まで商店街で使う場合は5年だったが、今度は20年間使えることになる。外部の企業が使用して、地域の商店街や住民とトラブルが起こった場合に、対応をどうするのかという協議や調整を円滑に進める仕組みが全く入っていないことを危惧している。このことについて、どのように考えているのか。
- 2 第101号議案の今回の料金改正では、普通車の上限が1.47倍となり、利用者からは上がり過ぎとの声もある。県として新型コロナウイルス感染症が収束するまで、抑制を継続するように話ができないのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 歩行者利便増進道路の指定に当たっては、沿道住民や地元市町村等との協議により理解が得られていることが指定の要件とされている。具体的には、地元のまちづくり等との整合性を確保するため、あらかじめ地元市町村長への協議を行うことなどが義務付けられている。実際の制度運用に当たっては地元商店街や地域住民と調整を図りながらやっていく。また、必ず公募をするということではない。公募によれば20年までの道路占用許可を認めるものではあるが、必ずしも公募によるものではないことを理解していただきたい。
- 2 首都高速道路株式会社から同意申請があったものであることから理解していただきたい。

中野委員

- 1 第96号議案について、歩行者利便増進道路を指定することによりどのようなメリットがあるのか。
- 2 第101号議案について、今回の料金改正は高速道路のネットワークの整備を進めていきたいということで理解してよいか。また、今回の料金改正で影響を受ける方もいると思うが、利便性を更に高めるといった観点では、高速道路のネットワークを更に強化する必要があると考える。県内では新大宮上尾道路のさいたま市から上尾市までが事業中となっているがその先の圏央道までの延伸の見通しはどうなっているのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 歩行者利便増進道路に指定すると、歩道の中に歩行者の利便増進を図る空間を定めることができ、この区域内では道路占用許可が柔軟に認められる。民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となり、例えばテラス付きのオープンカフェといった利便施設も参入しやすくなる。これにより地域の活性化やにぎわいづくりといったメリットが期待される。
- 2 高速道路はネットワークしてこそ効果を発揮するものであり、今後もネットワーク整

備を進めていくべきものと考えている。また、新大宮上尾道路の事業区間は令和2年度に用地取得に着手している。まずはこの事業区間の着実な事業推進、早期完成を望んでいる。圏央道までの延伸による本県の高速度ネットワークの強化は交通利便性が飛躍的に向上するなど大変重要であると考えている。ついては、事業区間の早期完成と圏央道までの早期事業化をあらゆる機会を通じて引き続き国に要望していく。

中野委員

- 1 高速道路については、早期にネットワークを構築するよう働き掛けをお願いしたい。
(要望)
- 2 第96号議案について、歩行者利便増進道路の指定に関して具体的に相談を受けている箇所が県内に何か所あるのか。また、道路使用に当たっては警察に使用料を支払う必要があるが、これについてはどう考えているのか。

県土整備政策課政策幹

- 2 現時点で具体的な相談を受けている箇所はない。歩行者利便増進道路の指定には、十分な歩道の幅員を確保することが必要となっていることから、指定できる路線は限定されると考えている。例えば、駅前通りなどの幅の広い幅員の歩道が確保されている道路では、この制度を活用し、地元市町村のまちづくりの一環として出てくる可能性があると考えている。また、道路使用許可の使用料については、意見があったことを警察とも共有する。

中野委員

例えば、川越市の本川越駅前の県道は非常に広い歩道が整備されている。各市町村を通じて、このような道路で今回の制度を積極的に活用することで活性化に大きく貢献できると考えるが、県の考えを伺う。

県土整備政策課政策幹

本川越駅前の県道は電線類の地中化と併せて、広いところでは幅員5メートルの歩道が整備されている。街の中心部の道路であり、地域の活性化のためにも道路空間の積極的な活用が期待されると考える。まちづくりの主体となる地元市町村から歩行者利便増進道路の指定に向けた相談があった際には、市町村の意向を踏まえしっかりと連携していきたい。

西山委員

- 1 第96号議案について、歩行者利便増進道路の指定は全区間をではなく、ある程度の区間を指定すると思うが、区間の指定方法はどのようになっているのか。
- 2 歩道の幅員の目安はあるのか。
- 3 今回の説明はあくまで県管理道路の場合だと思うが、市町村道でも駅前道路など歩道が広い道路がある。その場合は各市町村が指定してベンチを設置やお店を開放などができるのか。
- 4 車道ではなく歩道を歩行者利便増進道路として使う場合でも、警察に道路使用許可を申請しなければいけないのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 指定方法に当たっては、沿道住民や地元市町村等との協議により理解が得られている

ことが指定の要件とされている。地元のまちづくり等との整合性を確保するため、市町村長と協議を行うことなどが義務付けられている。実際の制度の運用に当たっては、地元との調整をしっかりとっていききたい。

- 2 歩道の幅員の目安については、十分な歩道の幅員の確保が指定の要件となっている。歩行者の交通量が多い道路では3.5メートル以上、そのほかの道路でも車いすがすれ違えるように2メートル以上の確保が要件となっている。そのほか沿道の住民の理解が得られることも指定の要件となる。
- 3 市町村道の場合は、それぞれの市町村で条例を定めることになっており、それに沿った構造基準が適用される。
- 4 歩道を歩行者利便増進道路として使う場合でも、警察に道路使用許可が必要となる。

西山委員

市町村道の場合でも、歩道の幅員は3.5メートルや2メートルなどの基準が適用されるのか。それとも市町村が柔軟性を持って決めることができるのか。

県土整備政策課政策幹

市町村道でも同様に適用される。

柿沼委員

第101号議案について、今回の料金改正で料金が上がる一般の方は利用しなくなる可能性も考えられ、増収にはならないこともあるのではないかと。県としてそれについて検証しているのか。検証した結果、増収とならない場合は見直しを考えているのか。

県土整備政策課政策幹

今回の上限料金の見直しにより影響を受ける利用者は約2割と聞いている。今回の料金改正と整備してきた道路ネットワークにより交通の平準化が図られる。また、局所的な変化は少なく大きな影響はないと考える。

柿沼委員

今回の上限料金の見直しにより影響を受ける利用者2割の根拠は何か。

県土整備政策課政策幹

深夜割引や大口・多頻度割引をトータルして考慮した数値であると首都高速道路株式会社から聞いている。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

宮崎委員

- 1 第97号議案について、資料1の3の（1）のアにある事故のおそれがない屋外広告物の線引きはどのようにしているか。また、施行規則で定められた、高さ4メートルの根拠は何か。
- 2 点検有資格者とはどのような者か。また、技能レベルの研修はどのような内容でどれほど詳細な能力が求められるのか。
- 3 点検義務違反の罰則や違反広告物のパトロールなどの実施は、今後検討するのか。また、既存不適格の取扱いや、看板がなく骨組みだけの場合はどうするのか。
- 4 屋外広告物の設置時点のチェック体制はどのようになっているのか。また、建物のオーナーやテナントが責任を負うことに対しての認識の啓発や許可申請の強化は今まで行ってきたのか、また、今後行うのか。
- 5 第100号議案について、昨年度の明渡し請求の件数は何件か。そのうち、明渡しを実施し、確定した件数は何件か。

田園都市づくり課長

- 1 人に危害を与えるおそれやほかの物件を損傷するおそれのない屋外広告物を想定している。例えば、はり紙や壁面に描かれた広告物が該当する。次に、高さ4メートルの根拠は建築基準法に高さ4メートルを超える工作物は建築確認を要するという規定があり、これに準じている。
- 2 主な点検有資格者は屋外広告士、業界団体が実施する点検技能講習の修了者、都道府県等が実施する屋外広告物講習会の修了者である。また、研修内容には広告物の点検基準、材料特性、構造特性、電気特性、広告物の種類ごとの点検ポイント等が含まれている。また、求められる能力の詳細は、広告物の基礎部、支持部、取付部等の劣化の状況を見極められる程度の専門知識である。
- 3 点検義務違反の罰則については今回設けないが、許可を要する広告物については、3年に一度、適切な点検がされていない場合、許可の更新が受けられない。許可の更新を受けずに設置した広告物を放置した場合は、現行条例で既に罰則が定められており、今回新たな罰則を設けなくても、違反した場合は罰則の適用がある。次に、広告物のパトロールは許可事務の一環として主に市町村が実施している。特に違反の多い立看板やはり紙等については、各市町村の職員が取り外すことができる簡易除却という制度が適用される。簡易除却は県内全ての市町村に権限が移譲されている。それ以外の大きな広告物については、設置者に撤去又は是正をさせなければならないので、許可権限のある市町村が設置者を調べて連絡を取り、違反であることを説明し、粘り強く指導を行っている。令和2年度中に新たに発見された違反は県内で138件であった。過年度から是正指導している中で是正が完了したものは311件、現在指導中なのは606件である。次に、既存不適格の取扱いについては、今回の点検義務化によって、設置や許可の基準が変わるわけではないので、既存不適格という状態は発生しない。ただし、田園住居地域が指定される際、従前の用途地域によっては既存不適格が生じる可能性がある。田園住居地域の指定が行われる場合、相当な準備期間を置くことが見込まれ、その期間中に設置者が対応を検討することになる。また、看板がなく骨組みだけの場合について、工作物の基礎や柱だけでも、広告物の表示を予定しているものは「掲出物件」として屋外広告物条例の適用を受ける。

- 4 屋外広告物の設置時点のチェック体制について、まず、高さが4メートルを超えるものは建築基準法に基づく建築確認の対象となる。許可の権限は、蕨市を除く全市町村に移譲済みであり、その権限に基づき、基準に適合していれば許可する。次に、普及啓発については、冒頭に説明した2件の事故の後、9都県市首脳会議で共同で広告物の管理の重要性を訴えるなどの取組を行ったほか、商店会等への普及啓発を行ってきた。今後も、関係者に対し、リーフレット等を活用して条例改正の趣旨を周知していく。

住宅課長

- 5 昨年度は10名に対して明渡しの請求を行った。そのうち6名の訴えの提起が議決され、明渡しに関する訴訟を行った。資料にあるとおり、2名は明渡し済みであり、4名は訴訟中である。

宮崎委員

- 1 第97号議案について、地上高4メートル超の場合、点検義務は建築確認と同レベルの点検を求めていくのか。
- 2 空き家・空きビル等になった場合、広告物が放置されていることに対する罰則が発生するのか。

田園都市づくり課長

- 1 点検の内容については、今後規則で定める予定である。その内容は広告物の形態に応じて詳細なものとする。
- 2 空きビル等の場合、広告物の設置者は空きビル等の所有者の場合とほかの者の場合があるが、どちらの場合も設置者が責任を負わなければならない。そこで、まず設置者が誰かを確認しその設置者に対し撤去を求めることになる。

守屋委員

- 1 第100号議案について、今回の対象者は10か月程度の家賃滞納があったと聞いているが、県はそれに対してどのように対応してきたのか。家賃を滞納すると電話にはなかなか出ないので、訪問をどれくらいしたのか。
- 2 家賃が高かったということだが、もう少し安い所に移れなかったのか。それに対する相談に県はどのように関わったのか。

住宅課長

- 1 直近の1年間で指導を88回行っており、うち電話では72回、訪問を12回実施している。なお、12回の訪問のうち、11回は対象者と会うことができている。
- 2 家賃が高額であることについては、対象者の入居している特定公共賃貸住宅は中堅所得者層をターゲットとしたものであり、本人も自ら望んで入居したものと認識している。

守屋委員

11回の面会の中で、新型コロナウイルス感染症により、経済的状況が減収し生活が困窮して大変だというような相談はなかったのか。

住宅課長

家賃の滞納はあったが、名義人の妻には年金収入が、名義人の子には給与収入があったため、世帯としては一定の収入があったと認識している。

木村委員

第100号議案について、これから高齢者が増えてきて県営住宅も今回のケースが増えていくと思われる。今回のように名義人が死亡した後、地位承継の申請をしなかった場合は住宅を退去しなければならないのか。

住宅課長

今回は、名義人が死亡した時点で家賃滞納があった。滞納家賃を納付して地位承継の手続をすれば、一般的には引き続き入居できる。

木村委員

地位承継の申請をしない方に対して、県はどのように対応しているか。

住宅課長

名義人が死亡した際は、公社職員が丁寧に対応することとしており、地位承継の要件に合致すれば手続を進めて入居の継続を図っている。

【付託議案に対する討論】

守屋委員

- 1 第96号議案について、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間利用について、道路占有許可を県に申請することになっている。地域の商店街や住民の中で地域の活性化を進めるためであればよいが、外部から公募で参入して20年間占有できるものとなっている。町のオープンカフェなどを歩道に広げるものであり、改正道路法には地域住民や商店街との協議をすることになっているが、その調整や円滑に進める仕組みがないことに大変危惧している。場合によっては外部の企業が地域住民や商店街等の意向を無視して道路を利用する可能性もあるため本議案には反対する。
 - 2 第101号議案について、大口・多頻度割引の拡充や業者にとっては大変助かるものだが、普通車については上限が1,320円から1,950円と1.47倍の値上げになっている。激変緩和で料金を抑制していたのに、まだコロナが収束していない状況で普通車だけ大幅な負担増となっているため反対する。
-